

# 南山国際中学校学則

## 第1章 総 則

第1条 この中学校は、南山国際中学校という。

第2条 南山国際中学校は帰国子女及び外国人子女の受入れを目的とし、共学とする。

第3条 南山国際中学校は、豊田市亀首町八ッ口洞 13 番地 45 に置く。

第4条 南山国際中学校は、教育基本法に則り、学校教育法に従い、カトリック精神に基づき、中等普通教育を施すことを目的とする。

第5条 定員、修業年限及び入学資格は、次のとおりとする。

入学定員	学級数	総定員	学級数	修業年限	入学資格
120	3	360	9	3年	小学校卒業程度

## 第2章 学年、学期及び休業日

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7条 学期は、次の3学期とする。

第1学期 4月1日から8月31日まで

第2学期 9月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

第8条 休業日は、次のとおりとする。ただし、校長は、必要があると認める場合には、休業日を変更することができる。

- 1 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- 2 土曜日及び日曜日
- 3 夏期 7月21日から8月31日まで
- 4 冬期 12月24日から翌年1月7日まで
- 5 春期 3月21日から4月5日まで
- 6 南山学園創立記念日（11月1日）

## 第3章 教育課程及び授業日時数

第9条 教育課程及び総授業時数は、中学校学習指導要領の基準により、別表1のとおりとする。

## 第4章 各学年の課程の修了及び卒業の認定

第10条 各学年の課程の修了及び卒業は、生徒の出席状況、平素の成績及び性行を評価して認

定する。

第 11 条 校長は、所定の全課程を修了したと認めた者には、別記様式の卒業証書を与える。

## 第 5 章 入学、退学、転学、休学及び復学

第 12 条 入学、退学及び転学は、校長が許可する。

第 13 条 入学、退学及び転学の手続き、その他必要な事項は、別に定める。

第 14 条 校長は、病気その他やむを得ない事由のため、引続き 3 か月以上欠席を必要とすると認められる者が休学を願い出た場合には、その年度内に限り、休学を許可することができる。

② 校長は、教育上必要があると認めたときは、2 年以内に限り、休学を許可または命ずることができる。

③ 休学の事由が消滅し、復学を希望する者は、校長に願い出て許可を受けなければならない。

## 第 6 章 職員組織

第 15 条 職員組織に関しては、学校教育法、学校教育法施行規則、学校保健法及び学校図書館法等により、別に定める。

## 第 7 章 授業料、入学検定料及び入学金

第 16 条 授業料その他の納入に関する事項については、別表 2 のとおりとする。

② 授業料を期限内に納入しないときは、特別の事情ある場合を除き、学校はその者を出校停止又は退学させることができる。

③ 学校は、特別の事情があると認めた者には、授業料を減免することができる。

第 17 条 入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて願出なければならない。

第 18 条 入学を許可された者は、所定の期日までに所定の入学金等を納入しなければならない。

② 校長は、入学を許可された者が前項の入学金等を期限内に納入しないときは、入学を取消すことができる。

第 19 条 既に納入した授業料、入学検定料及び入学金は、いかなる理由があっても返付しない。

## 第 8 章 賞 罰

第 20 条 校長は、他の生徒の模範となる生徒を表彰することができる。

第 21 条 優等生のうち、特に優秀な者には、特待生として授業料を減免し、又は奨学金を与えることができる。

第 22 条 校長は、教育上必要があると認めた場合には、次のいずれかにより、生徒に対し懲戒を行うことができる。

### 1 放 校

2 謹 慎（校内）

3 謹 責

② 前項の放校については、次の各号の一に該当する生徒に対して行うことができる。

1 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者

2 学力劣等で、成業の見込みがないと認められる者

3 正当な理由がなくて、出席常でない者

4 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

## 第9章 雑 則

第23条 この学則に関し、必要な細則は、校長が定める。

附 則

この学則は、平成5年4月1日から実施する。

附 則

この学則の改正は、平成6年2月1日から施行する。

ただし、この改正は、平成6年度入学検定から施行する。

附 則

この学則の改正は、平成7年4月1日から施行する。

ただし、別表2の授業料の改正は、平成7年度新1年生から適用する。

附 則

この学則の改正は、平成12年4月1日から施行する。

ただし、別表2の授業料の改正は、平成12年度新1年生から適用する。

附 則

この学則の改正は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、2007年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、2008年4月1日から施行する。

ただし、別表2の授業料の改正は、2008年度1年生から適用する。

また、別表2の入学検定料の改正は、2008年度入学生から適用する。

附 則

この学則の改正は、2009年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、2010年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、2011年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、2012年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、2012年11月1日から施行する。

ただし、別表2の入学検定料の改正は、2013年度入学検定から適用する。

附 則

この学則の改正は、2013年4月1日から施行する。

様 式

第 号

# 卒 業 証 書

氏 名  
生年月日

上記の者は本校の課程を卒業したことを証する

平成 年 月 日

南山国際中学校長 氏名 印

別 表 1

教 育 課 程

区 分	各 教 科 の 授 業 時 数									宗 教 の 授 業 時 数	総 合 的 な 学 習 の 時 間 の 授 業 時 数	特 別 活 動 の 授 業 時 数	総 授 業 時 数
	国 語	社 会	数 学	理 科	音 楽	美 術	保 健 体 育	技 術 ・ 家 庭	外 国 語				
第 1 学年	140	105	140	105	70	70	105	70	175	35	50	35	1100
第 2 学年	140	140	140	140	35	35	105	70	175	35	70	35	1120
第 3 学年	140	140	140	140	35	35	105	70	175	35	70	35	1120

別 表 2

入学金・授業料・その他納入金

納入金種別	金額	備 考
入 学 金	200,000 円	
授 業 料 (年額)	456,000 円	
施設設備費 (年額)	96,000 円	
入 学 検 定 料	15,000 円	

注；経済事情の変動により、上記の入学金・授業料・その他の納入金を  
変更することがある。